

### 工事予定一覧表



工事名	完成予定	備考
緑ヶ丘地区排水管布設工事(第3工区)	平成20年9月30日	藤久保4区区内工事延長距離131.40m

善意の寄附を  
あひがひ(び)をうま(ま)った  
町と社会福祉協議会に、次の寄附が寄せられました。貴重な財源として役立たせていただきます。ありがとうございます。

▽二万円/三月二八日 (敬称略)  
宮下弘良  
(太陽の家指定寄附として)



町政のさまざまな動きをお知らせします。

## 平成19年に所得が減って 所得税が課され なくなった人

# 申告が 必要です!

**申告期間**  
平成20年  
7月1日~31日  
まで

**申告先**  
平成19年1月1日現在  
お住まいの市区町村

平成19年度より、所得税(国税)から住民税(地方税)へ「税源移譲」が行われました。

大多数の人は平成19年度に住民税が増額となりましたが、同じ額を平成19年分の所得税より減額しておりますので、原則として所得税と住民税を合計した税負担は昨年度と比べて増加しないよう措置しております。

ただし、所得税は現年の所得に、住民税は前年の所得に対して課税されるため、平成18年中は所得がありましたが出職等により平成19年中に所得がない場合、住民税は前年の所得を基に増額分を含めて課税される一方、所得税は課税されないため減額できないこととなります。

このように税源移譲に伴う税負担の影響のみを受ける人については、平成19年度の住民税に限り、増額となった住民税相当額を還付いたします。

問い合わせ 税務課(内線132・133)

## 国民年金保険料が後払いできる… 学生納付特例制度

国民年金

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。しかし経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

- 市区町村の国民年金の窓口で申請してください。
- 申請が認められた場合、保険料を社会人になってから追納する(保険料を後から納める)ことができます。

### 【対象になる学生】

大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校および各種学校(※1)等に在学する20歳以上の学生(※2)が対象です。ただし、本人の前年所得が118万円超のときは、この特例の対象とされません。(学生に扶養親族がいる場合、限度額は引き下げられます。)(※1)各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校(修業年限は1年以上である課程)となります。また、文部科学大臣が指定した課程の海外大学(日本分校)の学生の人も含まれます。(※2)夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれます。

### 申請して認められると

- この特例の対象となった期間については、年金額

に反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、事故や病気で障害が残ったり、死亡した場合、本人や遺族に障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

- 学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば追納することができます。追納する保険料の額は、2年度を経過すると経過した年数に応じて加算がつかますのでご注意ください。

### 申請時のポイント

- 申請は年度ごとに必要です。申請が遅れると、障害・遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、早めに申請してください。
- 手続きに必要なものは次のとおりです。1:学生証または在学証明書(コピー可) 2:年金手帳(初めて国民年金に加入する届出と一緒に申請するときは不要です。)
- 申請が認められたかどうか(審査結果)は、社会保険事務所から郵送でお知らせします。申請の時期によっては、国民年金保険料の納付案内書が行き違いで届くことがありますので、ご了承ください。

問い合わせ 住民課 国保年金係(内線153~156)

**所得変動のモデルケース●夫婦 給与収入500万円の場合●**

(単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	↓ 還付されます!!
住民税	130,000	227,500	
合計	350,000	350,000	

  

	平成19年(度) 収入なし		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

## 所得変動に伴う住民税の還付を受ける ためには申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市町村へ減額申告書を提出してください。他の市町村へ転居された人は申告先を間違えないようご注意ください。

ただし、平成19年中に亡くなられた人や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない人は、対象となりません。

また、寄付金控除額などの人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくな

った人は、対象となりません。

### ●対象者

- 次の(イ)及び(ロ)を同時に満たす方
- (イ)平成19年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税と住民税との人的控除額の差の合計額
- (ロ)平成20年度住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む) ≤ 所得税と住民税との人的控除額の差の合計額

※該当される人には、6月下旬に通知を送付します。